

令和2年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年12月10日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(7名)
- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(6名)
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 菅井晋一君 | 高田晃君 | 小杉武仁君 |
| 渡辺昌君 | 木村貞雄君 | 大滝国吉君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|---------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 税務課長 | 長谷部 俊一君 |
| 同課収納対策室長 | 鈴木 涉君 |
| 市民課長 | 八藤後 茂樹君 |
| 同課市民年金室長 | 川村 勇治君 |
| 環境課長 | 田中 章穂君 |
| 同課生活環境室長 | 本間 研二君 |
| 保健医療課長 | 信田 和子君 |
| 同課国保室長 | 佐藤 克也君 |
| 同課健康支援室長 | 志田 淳一君 |
| 介護高齢課長 | 小田 正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田 美和子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋 洋一君 |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤 知子君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中 加代子君 |

福 祉 課 長	木 村 静 子 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	石 田 浩 二 君
こ ど も 課 長	中 村 豊 昭 君
同 課 子 育 て 政 策 係 課 長 補 佐	高 橋 朗 君
同 課 子 育 て 支 援 室 長	平 山 祐 子 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前 9時58分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(税務課長 長谷部俊一君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

税務 課長 おはようございます。それでは、議第142号 村上市入湯税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。議案書のほうを御覧いただきたいと思う。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行によって、市税等の延滞金を算出する際に用いる割合の名称が従来の特例基準割合から延滞金特例基準割合に変更となり、またその計算の前提となる割合について新たに平均貸付割合と規定されたことに伴って、現在条例で用語を引用している村上市入湯税条例、村上市後期高齢者医療に関する条例及び村上市介護保険条例について所要の改正を行うものである。このたびの改正内容については、用語の変更及び用語の規定であり、延滞金の割合など実質的な変更点はない。また、条例の施行期日だが、地方税法改正と同様に令和3年1月1日から施行するものである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗 上村である。142号議案の中身については問題ないのだけれども、ちょっと関連ということで、入湯税の関係で標準税額がしばらく変わってなくて、地元瀬波温泉のほうからも、ちょっとその税額の見直ししてくれないかというような要望も上がっているかと思うのだけれども、その辺の見直しの予定とかというのはないだろうか。

税務 課長 今ほどご質問いただいた件であるが、2月に地元の組合のほうからご要望をいただいでいて、検討をさせていただいている状況になっている。現在コロナ禍において、瀬波温泉の入湯客数が今年の、今現在までだけれども、約半分というような状況である。そういった状況も踏まえて、今現在すぐに入湯税の税率を変更という形にはちょっと結論づけてはいないが、引き続き検討してまいりたいというふうに考えている。

上村 正朗 コロナ禍でなかなか状況があまりよくないので、その辺の推移も見ながら、目的税なので、瀬波温泉も含め地元の振興に役立て、将来的にはぜひ前向きに考えていただければと思う。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 それでは、議第143号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。本案は、令和2年12月1日から開所をいたしたむらかみ病児保育センターについて、住居表示により住居番号が付番されたことに伴い条例の一部を改正させていただくものである。住居番号は、村上市緑町5丁目8番1号になる。以上である。よろしくようお願い申し上げます。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（環境課長 田中章穂君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

環境課長 それでは、議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、本案は、村上市し尿処理場を公募によらず村上市環境公社有限責任事業組合に指定しようとするものだ。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。指定管理者の選定に当たっては、廃掃法の委託及び資格に関する規定だけでなく、類似施設の管理実績を有する市内の法人であること。もしくは、その他の団体で一般に廃棄物処理の許可を有する業者とし、かつし尿処理収集委託の実績を有する業者であることを限定するとともに、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的を踏まえている。また、当該施設をこれまで安全に、そして適正に処理、運営してきた実績も考慮し、村上市環境公社有限責任事業組合を公募によらず指定管理者として指定するものである。詳細については、指定管理者の指定に係る資料9P、10Pを参照いただきたいと思います。以上である。

（質疑）

上村 正朗 村上市環境公社有限責任事業組合に指定管理することそのものに特に異議はないが、参考のために、指定管理料の積算の内訳についてちょっと教えていただきたいのですけれども。支出の人件費がずっと5年間同じというのは何となく分かるのだけれども、それ以外、光熱水費、修繕費、委託料、その他が年度ごとに変わっているわけだよね。その変わっている理由ということと、あとその中でもその他が一貫して、ほかのところでは年度によって上がり下がりあるけれども、その他が毎年100万円ぐらいずつぐっと下がっていつているので、その辺を特にその他が経年減っていく理由・・・

長谷川委員長 ちょっと上村委員、一問一答なので。
上村 正朗 一問一答。そうすると、最後のその他のところ・・・
長谷川委員長 その他のところ。
上村 正朗 その他が減っていく理由は何だろうということ。
長谷川委員長 分かった。課長の後ろ誰。
生活環境室長 今ほどの質問であるが、その他の減少の主な原因としては、多分消耗品費、薬品の関係だと思う。使用実績に合わせて使用量も減少していくという部分があるので、その部分が大きな要因かと思う。
上村 正朗 すみません、消耗品費と何だったか。
長谷川委員長 もう一回言ってくれ。
生活環境室長 工業薬品だ。工業薬品が年々使用量が減るので、それに合わせて減っていくということである。
上村 正朗 すみません、理系のほうが全然分からなくてあれなのだけれども、工業薬品が毎年減るのか。何か増えるような気もするのだけれども、工業薬品が年々減るといのはどんな感じなのか、ちょっと素人にも分かるように教えていただきたいと思う。
生活環境室長 し尿汚泥に関しては、年々減っていく傾向であるので、それに合わせていくということだ。
長谷川委員長 利用者が減っていくということ。
(何事か呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。議第145号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、荒川いこいの家を公募により株式会社NKSコーポレーション代表取締役社長、吉田琢哉氏を指定しようとするものである。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料の2から4Pと、本日配付いたした指定管理者の候補者の選定について答申及び指定管理者候補者選定基準表をご参照いただきたいと思う。答申のほうには、選定基準表による採点結果のほう記載されている。以上である。よろしくお願いいたします。

(質疑)

上村 正朗 すみません、私ばかりで大変申し訳ない。議第145号、NKSコーポレーションへの指定について特に異議があるわけではないのだけれども、特に副市長に質問というか、提言というか、基本的に村上市の税金というのはなるべく地元に戻すべきだろうというふうに思うので、株式会社で、特に市外の株式会社ということは、利益が市外に出てしまうので、基本的に地元の業者さんを何とか指定してもらいたいし、指定なかなか手挙げてくれないところがあるとすれば、3年間で育成するというか、請けるようなところを育成して市の大事な、一般財源含めてそれが市外に流出しな

いような形でやっぱり、それはもう全庁どの仕事でもそういうふうにはやっていかななくてはいけないと思うのだけれども、その辺はそういう基本的な考え方というのはどうなのかなと思うのだけれども。

副市長 おっしゃるとおりだというふうに思う。税収の中からそれを活用しての指定管理事業ということである。基本的には、市内のふさわしい方に参画いただくということがやっぱり基本としてはあるのだろうと思う。ただ、管理運営上その施設の性格上、それに例えば資格等がある場合は、それに合致する者でなければならないし、お答え申し上げている今の公共施設の全体的な見直しの作業も行っている。その中において、指定管理の在り方、これも併せて検討するという事になっているので、今後いただいた意見も参考にしながら、そういった考え方を持ちながら、広く市民の皆様方にも参画いただけるような、そんな環境整備に努めてまいりたいと思う。ありがとうございます。

上村 正朗 今回の副市長のお答えの方向で、3年間あるわけなので、3年あれば地元の事業体を育成するという事も全く不可能な時間ではないと思うので、ぜひそういう方向で考えていただきたいと思う。もう一つ、関連なのだけれども、その検討の中に、佐渡市にちょっと用事があって行ったときに佐渡の市役所の方から聞いたのだけれども、佐渡市では例えば庁舎管理とか、あえて指定管理という形でやらないで地元のシルバー人材に随契で庁舎管理頼んでいる。理由は、やっぱり障がいのある方とか、生活困窮で就労支援しなくてはいけない人のトレーニングの場として市が位置づけてやっているのだと。指定管理でやれば安くはなるのだけれども、結局そういう場がなくなって、なかなか場として利用しづらくなるわけだから、多少高くてもというか、それは効率的なことに必要だと思うのだけれども、そういうひきこもりの方とか、障がいのある方とか、それこそ生活保護の利用者の方とか、そういう方が一般就労に向けたトレーニングをする場としての位置づけみたいな形でも、全ての指定管理でそれができるとは限らないけれども、分野とかにおいては、そういう視点もぜひ検討の中に加えていただければありがたいなと思うけれども、いかがだろうか。

副市長 大変貴重なご意見だというふうに思う。おっしゃるように、確かにそれにふさわしい施設かどうかということがもちろんあるわけであるので、福祉分野との連携というのは、施設管理だけではなくて、私の専門と言えればあれだけれども、農福連携なんていう形で、農作業にもそういった方々を従事していただくというふうな取組もあるわけであるので、今後今おっしゃった佐渡の例も含めながら研究してまいりたいというふうに思う。ありがとうございました。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第146号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、村上市老人福祉センターを公募により株式会社NKSコーポレーション代表取締役社長、吉田琢哉氏を指定しようとするものだ。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月

31日までの3年間である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料5から7Pと、本日配付いたした指定管理者の候補者の選定について（答申）及び指定管理者候補者選定基準表をご参照いただきたいと思います。表紙には選定基準表による採点結果が記載されている。以上である。よろしくお願いいたします。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 木村静子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

福祉 課長 それでは、議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定については、やまびこの家に関する指定管理者の指定についてである。本案は、公募によらず医療法人責善会理事長、馬場肝作氏を指定するものだ。指定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間である。本施設は、精神障がい者地域活動支援センターとして平成27年度から医療法人責善会が指定管理者として運営をしてまいったが、年々利用者が減少していることから、令和4年4月から地域生活支援センターはまなすへ事業を移行するものだ。移行に伴う利用者の不安解消を図り、スムーズに移行できるように、1年間の期間を設けたものだ。なお、詳細については、指定管理者の指定に係る資料の11Pから13Pを御覧ください。以上だ。

（質 疑）

上村 正朗 これに関しては、たくさん質疑があるのだけれども、適当なところであれしたいと思う。やまびこの家は、精神障がいの方が主に対象だと思うけれども、精神障がいのある方が減っているわけではもちろんないと思うので、利用者が減っているというのは、何か理由はどんなものなのだろうか。

福祉 課長 確かに精神障がい者の方減っているというわけではないのだが、利用できる施設が市内にたくさんできた。その関係で、やまびこの家でなくても利用できるというところが増えたことによる伸びないという理由になるかと思う。

上村 正朗 ということは、ほかの事業者さんとの競合に負けたみたいな感じだと思うのだけれども、公募によらない理由の中に、責善会をまた指定する、私責善会の指定でいいと思うのだけれども、指定する理由に施設の管理及び事業を適正に行っていて、利用者からの相談にも丁寧に対応して信頼を得ているから責善会だという話だと思うのだけれども、それやっていたら利用者が減るわけではないのではないかなと思うのだけれども、その辺ほかの事業所との競合に負けたではないけれども、その理由というのとは何かあるのだろうか。

福祉 課長 競合に負けたというよりは、障がい者の就労支援施設、ちょっと分かりにくいですが、A型とB型というのがあるのだが、やまびこより工賃が多く発生しているというところもあってやまびこが選ばれなくなったみたいな感じにはなっている。やまびこの家でも、利用者の増に向けていろいろ努力はしているのだが、なかなか皆さん登

録されないというような現状だ。

上村 正朗 その辺分かった。そうすると、はまなすのほうの地活と令和4年度合併ということで、これからの話だけれども、では今のところは空くのだけと思うのだけれども、その辺の何か今の段階での活用の方向性みたいなものは、現段階でもしあったら願います。

福祉 課長 今の施設についても、この1年間かけて検討していきたいと思っている。今のところ再利用の案はない。

長谷川委員長 ない、いいか。

上村 正朗 はい。

長谷川委員長 副委員長、ちょっといいか。岩船で今新田町で前にその精神の方の自立支援で、1棟だけあれしていたのだけれども、今回地元説明会で利用者が多くなったのでということで、もう1棟はまなすがやることになって今説明会に入っているのだけれども、そういうようなところと今回のこの減少の理由とか、そういうのは関係ないものか、ちょっと教えてくれ。

福祉 課長 確かにグループホームの需要は結構たくさんあって、今1棟目についてもすぐに満杯になったというような状態だ。ただ、日中は、例えば就労支援事業所であるとか、やまびこであるとか、どこかに行くというのが前提になっているので、その中でやまびこではなくてほかのところに行くとか、やまびこだと送迎がないものだから、送迎のある事業所に行くというのも1つあるかとは思いますが、実際一般就労されている方もグループホームに入っているのだから、グループホームの需要はあるけれども、やまびこのほうは利用しないというような、ちょっと相反するようなことにはなっていないのだが、そんな理由が考えられるかと思う。

上村 正朗 すみません、では決算審査のときでもちょっと聞いたかと思うのだけれども、今の建物の利用方法として、就労継続のAとかBとか考えるときに、指定基準を満たすような施設の今の配置の在り方がなかなかAとかBとかの指定基準を満たすのにはちょっと足りないのだろうか。改修みたいのが必要だったのだろうか。

福祉 課長 やまびこの家が地域活動支援センターとして始めるときに、就労支援事業所B型も視野に入れて検討はした記録は残っている。ただ、実際として今の現状もそうなのだが、登録者はいるけれども、実際通ってくる人が少ないものだから、その辺で人数の採算が取れないというか、通ってくる人数が極端に少ないので、採算が取れない。それから、定員上職員を配置しなければならないという職員の配置の面からB型を諦めたみたいな記録は残っている。

上村 正朗 そうすると、施設の作業室だとか、調理だとか、休養室だとか、そういった施設基準は定員とか、職員の数によってまた違うのだけれども、最低限度のそういう就Bみたいなものやするような、施設的には、箱物的には大丈夫なのだろうか。

福祉 課長 面積基準については、すみません、私もちょっと詳しく見ていないので、はっきりとしたお答えはできないが、やまびこの家結構面積広いので、その辺の問題はないかとは思っている。正確なところはちょっと、申し訳ないが。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 7 議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、

担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 それでは、議第153号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてよろしく願いいたす。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,130万円を追加いたして、予算の規模を62億3,470万円とするものである。補正の内容であるが、歳入においては7P、8Pを御覧願う。7款繰入金、1項1目の一般会計繰入金1,871万9,000円の計上は、保険基盤安定負担金及び財政安定化事業の額の確定、職員人件費の調整によるものである。8款の繰越金、1項2目その他繰越金には、前年度繰越金258万1,000円を計上いたした。続いて、歳出であるが、9P、10Pを御覧願う。1款の総務費、1項1目一般管理費278万3,000円は、異動等に伴う職員人件費の調整によるものである。3款の国民健康保険事業費納付金94万2,000円は、平成30年度退職被保険者等納付金の精算に伴うもので、1項2目退職被保険者等医療給付費分に65万9,000円、2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金分として28万3,000円、それぞれ計上いたした。5款の基金積立金、1項1目財政調整基金積立金5万4,000円の計上は、基金の運用利子確定によるものである。7款の諸支出金、1項5目保険給付費等交付金償還金1,761万1,000円は、令和元年度国民健康保険給付費等交付金、これは普通交付分であるが、その精算に伴う返還金である。次のページになるが、7款1項6目の特定健康審査等負担金償還金7,000円は、同じく令和元年度の精算に伴う返還金分である。8款の1項1目予備費9万7,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。以上、よろしく願いいたす。

（質 疑）

上村 正朗 すみません、国民健康保険のなかなか仕組みが難しいので、しっかり勉強して質問できるようにしたいなとは思いますが、この補正については全くというか、特に異議はないのだけれども、国民健康保険税の見直しというか、そういう何かスケジュール、国保というのはどんな仕組みになっていたのか、そもそも。介護保険であれば3年に1遍というのは頭に入っているのだけれども、国保税の仕組み、税の算定基準とかというのはあると思うのだけれども、その何年度ごとにそれ変えていくとかというのはないのか。

保健医療課長 平成30年度の国民健康保険が平成30年度から県の単位化になって、それからは市町村独自で今まで税率を検討していたものが、基本的には県から示された納付金を納める。そのために、基本的に税金が足りるか足りないかの計算をして行うものが基本的になる。あと、県のほうからの納付金を示す際に、県で計算した保険料率、基本的な保険料率が示されるので、それと併せて本市のほうでそれを賄えるかどうかというところを毎年議論しているものである。毎年のちょっと検討になっている。

上村 正朗 そうすると、毎年ということは、国保の特別会計の当初予算か何かで一応、当初予算組めるまでは県から来ないと思うので、どのぐらいのタイミング、6月とか、7月とか、その辺のタイミングだろうか。

保健医療課長 スケジュール感、申し訳ない。仮算定が秋ぐらい、11月に仮算定が出る。県で仮算定するに当たっては、国の算定プラス県で算定したものを見込みとして出すものだから、そこが11月ぐらいになる。正式な本算定は、年明けに国から12月の末に県に示されるので、それを受けて県が再計算をして年明けに私どものほうに示されるので、最終的に保険料の算定をどうするかという最終決断は1月に入ってから国民健

康保険の運営協議会、そこに諮問して行っているところである。

上村 正朗 そういう流れだったかなというのは、だんだん浮かんできたけれども、かなり前から複雑だったと思う。県が入ってから、またちょっとなかなか大変になったと思う。要望なのだけれども、やっぱりできれば全員協議会、それだけでできるかどうか分からないけれども、その辺の算定の仕組みみたいなのをもうちょっと分かりやすくというか、1月ぐらいの時点で説明するような場がもしできればいいなと思っているのだけれども、なかなか話聞いただけではよく分からないので、ちょっと資料なんかも含めて、私も村上市の国保に入っているので、非常に興味があるところなので、令和3年度分の国保税額は県との関わりも含めてこういう形で、こういうふうに今決まろうとしているみたいな・・・

長谷川委員長 上村委員、今の件は委員会のほうで検討させてもらうということで。

上村 正朗 そうだね、ぜひよろしく願います。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第153号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第154号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてよろしく願います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の規模を7億6,770万円とするものである。補正の内容であるが、歳入においては7P、8Pを御覧ください。3款繰入金で1項1目一般会計繰入金95万8,000円の計上は、保険基盤安定負担金の額の確定及び職員人件費の調整によるものである。4款繰越金では、前年度繰越金4万2,000円を計上いたしました。歳出においては、次の9P、10Pを御願願う。1款総務費だが、一般管理職員人件費63万円の計上は、異動等に伴う職員の人件費の調整によるものである。2款の後期高齢者医療広域連合納付金32万8,000円は、歳入でご説明いたしました保険基盤安定負担金の額確定による分の増加分である。6款予備費の4万2,000円は、歳入歳出の調整によるものである。以上である。よろしく願います。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第154号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第155号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億80万円を追加し、予算の規模を79億3,930万円にしようとするものである。8、9Pを御

覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料2,047万2,000円であるが、保険給付費及び地域支援事業費の増額による追加となる。4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1,816万4,000円の追加だが、保険給付費の増額によるものである。4款2項1目調整交付金750万6,000円の追加だが、保険給付費の増額によるものである。4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）5万円の追加だが、地域支援事業費の増額によるものである。4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）のものであって、7万4,000円の減額だが、地域支援事業費の減額によるものである。5款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2,695万1,000円の追加だが、保険給付費の増額によるものである。5款1項2目の地域支援事業交付金6万8,000円の追加だが、地域支援事業費の増額によるものである。6款県支出金、1項1目介護給付費負担金1,427万6,000円の追加だが、保険給付費の増額によるものである。6款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3万1,000円の追加だが、地域支援事業費の増額によるものである。6款2項2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合支援事業以外）のものだが、3万7,000円の減額だが、地域支援事業費の減額によるものである。7款の財産歳入、1項1目利子及び配当金9万3,000円の追加だが、介護保険給付費等準備基金運用収入になる。8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1,247万6,000円追加だが、保険給付費の増額によるものである。8款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）3万1,000円の追加だが、地域支援事業費の増額によるものである。8款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）3万7,000円の減額だが、地域支援事業費の減額によるものである。8款1項4目事務費等繰入金83万円の追加だが、職員人件費等の調整によるものである。次、歳出だが、12、13Pを御覧ください。1款総務費、1項1目一般管理費だが、説明欄の1の一般管理職員人件費10万3,000円の減額は、職員人件費の調整による減額である。1款3項1目認定審査会費90万2,000円の追加は、介護認定審査会システム改修委託料の増額をお願いするものである。1款4項1目運営協議会費1万8,000円の追加は、介護保険運営協議会の費用弁償の増額をお願いするものである。2款の保険給付費9,982万円の追加は、保険給付費の決算額見込みにより増額するものである。次に、14、15Pを御覧ください。3款の地域支援事業費5万7,000円の追加は、1項2目説明欄のうち、介護予防ケアマネジメント事業経費の増額。次に、16、17Pであるが、3款3項1目総合相談事業費から5目の生活支援体制整備事業費までは、職員人件費の調整による減額。3款3項8目任意事業費、説明欄1、労働者派遣手数料は、山北地区の給食サービスの事業において給食の配達をシルバー人材センターへ労働派遣しているが、その手数料を実績見込みにより増額するものである。4款の基金積立金、1項1目介護保険給付費等準備基金積立金9万3,000円の追加は、介護保険給付費等準備基金利子積立金である。7款の予備費、1項1目予備費1万3,000円の追加は、予算調整のものである。以上である。よろしく願います。

（質 疑）

上村 正朗

すみません、では歳出、1款3項1目、13P、認定審査会費で、介護認定審査会システム改修委託料で、この時期なので、改修の中身というのは何なのだろうか。

介護保険室副参事 介護保険室副参事だ。今ご質問があった介護認定審査会システム改修委託料については、令和3年4月に介護報酬改定等があって、そちらの内容に合わせた改修となっている。

上村 正朗 では、来年度に向けた改修をしているということで、どこかの業者さんに頼んで委託をやっているけれども、見込みよりちょっとそれが膨らんだということだろうか。

介護保険室副参事 今回のシステム改修については、膨らんだというか、委託、システム保守委託業者のほうにお願いするものである。

長谷川委員長 ちょっともう一回はつきり。

介護保険室副参事 失礼いたしました。審査会システムの改修として、報酬改定等に対応して新たに必要となったものである。

上村 正朗 すみません、課長の説明で何かオンされたみたい、加算されたみたい、ちょっとニュアンスで受けたものだから、当初のものがあって、それが変更したのかなと思ったのだけれども、来年度に向けて新たな改修の委託をするよと、そういうことだよ。了解した。

第2表 債務負担行為補正

(説明)

介護高齢課長 それでは、4Pを御覧ください。債務負担行為の補正についてである。第2表、債務負担行為の補正は、介護認定審査会システム機器等リース料についてである。令和3年度からシステムの機器入替えに伴うリース契約の準備契約を行うためのものである。以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前10時51分)